

【対比表】
改正健康増進法/広島県がん対策推進条例

【屋内】	国法律	県条例	
行政機関	<p>〈第一種施設〉</p> <p>禁煙 【敷地内禁煙(屋外の喫煙場所設置可)】</p>	<p>〈第1種施設〉</p> <p>禁煙又は喫煙所による分煙</p>	
病院			
児童福祉施設等	<p>〈第二種施設〉</p> <p>原則屋内禁煙 【喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可】</p>	<p>〈第2種施設〉</p> <p>禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙</p>	
学校			
大学等			
運動施設			
高齢者・障害者施設			
博物館等			
金融機関			
大規模小売店舗			
劇場等			
交通機関乗降・待合			
事務所(職場)			
ホテル、旅館(客室除く)	対象外		
飲食店	<p>〈第二種施設〉</p> <p>原則屋内禁煙 【喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可】</p>	<p>〈既存特定飲食提供施設〉</p> <p>既存特定飲食提供施設(個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下)かつ客席面積100㎡以下の飲食店)【標識の掲示により喫煙可】</p>	<p>〈第3種施設〉</p> <p>禁煙・分煙・喫煙の表示</p>
旅客運送事業自動車・航空機	<p>〈第一種施設〉</p> <p>禁煙 【敷地内禁煙(屋外の喫煙場所設置可)】</p>	<p>〈第2種施設〉</p> <p>禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙</p>	
旅客運送事業船舶・鉄道	<p>〈第二種施設〉</p> <p>原則屋内禁煙 【喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可】</p>		

【屋外】	国法律	県条例
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(専門課程を置く専修学校を除く。)、児童福祉施設、児童のための遊戯施設が設置された都市公園、停留所、横断歩道又はその他これらに類するものとして知事が定める施設及びその付近の公道(施設の敷地から7メートル以内)	<p>望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。 (※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(専門課程を置く専修学校を除く。)、児童福祉施設は、敷地内禁煙(屋外の喫煙場所設置可))</p>	<p>〈第4種施設〉</p> <p>利用者: 喫煙しないように努める。</p> <p>管理者: 灰皿設置は子どもの受動喫煙に配慮する。</p>
その他		なし